

〈ケーススタディ〉預金差押のこんなときどう対応する!?

①～③

金融・証券アナリスト 大澤昌弘

ここでは、預金差押について特に留意が必要なケースを挙げ、対応方法を解説します。

ケース1

弁護士会から営業店に預金差押のための口座照会があった



金

融機関がお客様に氏名・法
人名称や住所・所在地とい
った属性情報の提供を求める目的
は、お客様本人の依頼内容に沿っ
た金融サービスを正確・着実に提
供するためです。一方で、行職員
には、職務を通じて知り得たお客
様の属性情報を第三者に漏らして
はならないという守秘義務が課せ
られます。

こうした守秘義務が例外的に免
除されるのは、⑦お客様本人が開
示を承諾する場合、①法令上の要
請に応諾する場合に限定されま

す。①に該当する代表的な口座照
会要請は図表のとおりですが、こ
れに応諾する場合も、単純・一律
にすべてが免除されるわけではな
く、一定の条件に該当しなければ
免除されないこともあるため、注
意が必要です。

●税務調査等の照会では 依頼どおりに対応する

国税局や税務署による税務調査
は、所得税・法人税・相続税等の
徴収に必要な場合に実施され、①
任意調査と②強制調査に区分され

ます。このうち、①任意調査は、
国税局等からの依頼に金融機関が
許可・承諾する建付けであるもの
の、事実上拒絶できません。

また、調査官による立ち入り調
査のときにも、伝票など関係書類
の閲覧だけでなく行職員に対する
質問もあります。その際に虚偽の
回答を行えば罰則の対象にもなり
ます。

そうした①任意調査では不十分
な場合に、裁判所の許可を経て実
施されるのが、②強制調査です。
金融機関の許諾自体が不要であ